人事行政の運営などの状況について公表します。

「守山市人事行政の運営等の公表に関する条例」に基づき、人事行政の運営の状況をお知らせします。

人事課　582-1117

1 職員の採用および退職ならびに職員数の状況

(1) 職員の採用の状況（令和7年4月1日～令和8年4月1日）

	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	令和8年4月1日
一般行政職	25人	15人
保健師職	0人	0人
幼児教育職	7人	6人
教育公務員	6人	4人

（注） 1 国、県との人事交流等職員は除きます。
2 再任用職員は含みません。

(2) 職員の退職の状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

退職事由	人数
定年退職	0人
応募認定退職	0人
普通退職	19人
死亡退職	0人
懲戒免職	1人
分限免職	1人
計	21人

（注） 1 国、県との人事交流等職員は除きます。
2 再任用職員は含みません。

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年度4月1日現在）

		職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和7年	令和8年		
一般行政部門	議会	6人	6人		
	総務企画	146人	142人	△ 4人	国スポ終了に伴うスポーツ振興課の縮小
	税務	21人	22人	1人	業務配分見直しに伴う増員
	民生	153人	152人	△ 1人	人権関係単年度事業終了に伴う減員
	衛生	47人	45人	△ 2人	欠員不補充
	労働	2人	2人		
	商工	2人	2人		
	農林水産	12人	14人	2人	農地整備にかかる体制強化
	土木	46人	49人	3人	業務量増加に伴う増員
	計	435人	434人	△ 1人	
教育		109人	113人	4人	市民ホール等教育施設の新設改修関連の体制強化
公営企業等会計	水道	5人	7人	2人	下水道部門との配置の調整
	下水道	11人	9人	△ 2人	水道部門との配置の調整
	介護保険	13人	15人	2人	業務配分見直しに伴う増員
	国保	7人	6人	△ 1人	業務配分見直しに伴う減員
	後期高齢	3人	4人	1人	業務配分見直しに伴う増員
	計	39人	41人	2人	
合計		583人 [540人]	588人 [590人]	5人	

（注） 1 職員数は一般職に属する職員数であり、定数条例の定数外となる地方公務員の身分を有する休職者、他団体への派遣職員等（51人）を含みます。ただし、再任用職員のうち、短時間勤務の職員は含みません。
2 非常勤職員および臨時的任用職員は除きます。
3 []内は、条例定数の合計です。

(4) 年齢別職員構成の状況（令和8年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	37人	62人	71人	69人	71人	82人	58人	56人	46人	22人	13人	588人

（注） 再任用職員(短時間)、非常勤職員および臨時的任用職員は含みません。

2 人事評価の状況

評価項目ごとに定める着眼点にもとづき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価する「能力評価」および職員があらかじめ設定した業務目標の達成度により、その業務上の業績を客観的に評価する「業績評価」による人事評価を実施しており、評価結果は人材育成や給与等の人事管理の基礎として活用しています。

3 給与および休暇に関する状況

(1) 人件費の状況（令和7年度普通会計決算）

住民基本台帳人口（令和7年度末）	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B/A）	(参考)令和6年度の人件費率
86,049人	39,067,529千円	662,181千円	6,671,971千円	17.1%	16.9%

（注）　人件費には、給料、諸手当のほか、共済費、災害補償費および特別職の給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（令和8年度普通会計予算）

職員数（A）	給与費				1人当たり給与費（B/A）
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
574人	2,199,182千円	566,400千円	962,108千円	3,727,690千円	6,494千円

（注）　1　職員数は、一般職の職員で普通会計に属する職員数です。（再任用職員を含みます。）
2　職員手当には退職手当を含みません。
3　給与費は、当初予算に計上された額です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年度4月1日現在）

区分	令和7年度	令和2年度
一般行政職	101.3	102.9

（注）　1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 一般行政職とは、守山市職員の給与に関する条例に基づく行政職給料表の適用を受ける職員数(税務職除く)です。

(4) 職員の平均年齢および平均給料月額の状況（令和8年4月1日現在）

区分	守山市		国	
	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	40.5歳	339,391円	41.7歳	342,178円
技能労務職	―	―	51.3歳	303,443円

（注）　対象者が2名以下の項目は「 ― 」としています。

(5) 職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区分		守山市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	
一般行政職	大学卒	237,600円	244,800円	総合職	242,000円
				一般職	232,000円
	高校卒	206,700円	218,200円	200,300円	

(6) 一般行政職の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和8年4月1日現在）

区分		守山市		国	
		大学卒	高校卒	大学卒	高校卒
経験年数	7～10年	281,844円	―	285,958円	253,994円
	10～15年	308,187円	―	313,383円	274,638円
	15～20年	351,857円	―	357,479円	303,830円

（注）　対象者が2名以下の項目は「 ― 」としています。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（令和8年4月1日現在）

区分		7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
代表的な職名		部長 次長	課長	参事	係長	係長 主査 主任	主事	主事 主事補	
職員数		27人	42人	35人	50人	124人	45人	31人	354人
構成比		7.6%	11.9%	9.9%	14.1%	35.0%	12.7%	8.8%	100.0%
参考	1年前の構成比	8.0%	12.0%	10.0%	12.8%	35.8%	11.7%	9.7%	100.0%
	5年前の構成比	8.2%	12.6%	7.6%	8.5%	41.6%	11.4%	10.1%	100.0%

(8) 職員手当の種類および内容

職員には給料のほかに手当が支給されます。

令和8年4月1日現在における主な手当の制度などは次のとおりです。

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="4">毎月決まって支給されるもの</td><td>地域手当</td><td>給料、扶養手当の合計額に4%を乗じた額を支給</td></tr>
<tr><td>扶養手当</td><td>扶養親族のある職員に支給
［支給額］
<table><tr><td>子</td><td>13,000円</td></tr><tr><td>父母等</td><td>各　6,500円</td></tr><tr><td>子(16歳年度初めから22歳年度末まで)</td><td>加算　5,000円</td></tr></table>※令和8年度より配偶者に対する手当の支給は廃止。</td></tr>
<tr><td>住居手当</td><td>借家・借間に居住する職員に支給
［支給額］
<table><tr><td>借家・借間居住職員(月額16,000円を超える家賃を支払っている職員)</td><td>最高　28,000円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>通勤手当</td><td>通勤距離が片道2km以上である職員に支給
［支給額］
<table><tr><td>交通機関等利用者</td><td>6箇月定期券の価額により一括支給
ただし、1箇月あたり150,000円が支給限度額</td></tr><tr><td>交通用具使用者</td><td>通勤距離に応じた月額(3,900円～69,100円)を毎月支給</td></tr><tr><td>駐車場・駐輪場利用者</td><td>駐車場等の利用に対し、毎月実費負担額を支給
（駐車場利用：上限5,000円　駐輪場利用：上限1,500円）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>管理職手当</td><td>管理または監督の地位にある職員に支給
［支給額］
<table><tr><th>区分</th><th>支給額</th></tr><tr><td>部長級</td><td>84,100円</td></tr><tr><td>次長級</td><td>70,800円</td></tr><tr><td>課長級</td><td>62,300円</td></tr><tr><td>参事級</td><td>49,600円</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">勤務した実績に応じて支給されるもの</td><td>特殊勤務手当</td><td>著しく危険、不快、困難等特殊な勤務に従事する職員に支給（全25種）</td></tr>
<tr><td>時間外勤務
手当</td><td>正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給
［支給額］　勤務1時間あたりの給与額×支給割合×超過勤務時間数
勤務1時間あたりの給与額=給料の月額×地域手当の支給割合×12/1,860
<table>
<tr><th>区分</th><th>時間外勤務
時間数(月)</th><th>正規の勤務時間が
割り振られた日の勤務</th><th>左記以外の
日の勤務</th></tr>
<tr><td rowspan="2">支給割合</td><td>60時間前</td><td>125/100</td><td>135/100</td></tr>
<tr><td>60時間超</td><td>150/100</td><td>150/100</td></tr>
</table>
（注）超過勤務が22時から翌日の5時までの間(深夜)に行われた場合の支給割合は、それぞれの支給割合に25/100を加えた割合</td></tr>
<tr><td>宿日直手当</td><td>宿日直勤務を行った職員に支給
［支給額］　勤務の態様に応じ、その勤務1回につき次表の額
<table>
<tr><td>庁舎の保全、庁内の監視等</td><td>6,200円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>期末・勤勉
手当</td><td>民間における賞与等に相当する手当として、6月1日および12月1日に在職する職員に支給
［支給割合］
<table>
<tr><th>区分</th><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th></tr>
<tr><td>6月期</td><td>1.2625月分</td><td>1.0625月分</td></tr>
<tr><td>12月期</td><td>1.2625月分</td><td>1.0625月分</td></tr>
</table>
［加算措置の状況］
職制上の段階、職務の級等による加算措置（5%～15%）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>退職手当</td><td>［支給割合］
<table>
<tr><th></th><th>自己都合</th><th>早期・定年</th></tr>
<tr><td>勤続20年</td><td>19.6695月</td><td>24.586875月</td></tr>
<tr><td>勤続25年</td><td>28.0395月</td><td>33.27075月</td></tr>
<tr><td>勤続35年</td><td>39.7575月</td><td>47.709月</td></tr>
<tr><td>最高限度額</td><td>47.709月</td><td>47.709月</td></tr>
</table>
［加算措置の状況］
定年前早期退職特例措置（2%～45%）</td></tr>
</table>

(9) 特別職の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">給料月額等</th><th rowspan="2">期末手当</th><th colspan="2">退職手当</th></tr>
<tr><th>算定方法</th><th>支給時期</th></tr>
<tr><td rowspan="3">給料</td><td>市長</td><td>904,000円</td><td rowspan="3">3.50月分</td><td>給料月額×在職月数×0.32</td><td rowspan="3">任期毎</td></tr>
<tr><td>副市長</td><td>770,000円</td><td>給料月額×在職月数×0.235</td></tr>
<tr><td>教育長</td><td>713,000円</td><td>給料月額×在職月数×0.19</td></tr>
<tr><td rowspan="3">報酬</td><td>議長</td><td>500,000円</td><td rowspan="3">3.50月分</td><td colspan="2" rowspan="3">－</td></tr>
<tr><td>副議長</td><td>430,000円</td></tr>
<tr><td>議員</td><td>424,000円</td></tr>
</table>

(10) 年次有給休暇の使用状況（令和7年1月1日～令和7年12月31日）

総付与日数 (A)	総取得日数 (B)	対象職員数 (C)	平均取得日数 (B/C)	取得率 (B/A)
12,325日	3,542日	319人	11.1日	28.7%

（注）　対象職員とは、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの全期間を在職した職員（非現業の一般職に属する職員のうち市長部局に勤務する職員とする。)に限り、当該期間の中途に採用された者および退職した者ならびに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員ならびに派遣職員を除きます。

(11) 特別休暇等の状況（令和8年4月1日現在）

種類		付与日数
病気休暇		必要期間
特別休暇	公民権行使	必要期間
	証人等による出頭	必要期間
	骨髄提供	必要期間
	ボランティア	5日以内
	結婚	連続する7日以内
	産前	出産日までの 8週間以内
	産後	出産日の翌日から 8週間以内
	育児時間	1日2回各30分以内
	出産補助	3日以内
	育児参加	5日以内
	子の看護	5日以内
	介護休暇（短期）	5日以内
	忌引	1日～10日
	父母の追悼の特別行事	1日以内
	夏季	5日以内
	災害・交通機関事故	必要期間
	生理	2日以内
	妊婦通勤緩和	1日を通じて 1時間を 超えない範囲
	妊婦健康診査等	必要期間
	妊娠障害（つわり）	7日以内
	勤続20年・30年	連続する3日以内
	学校行事	子1人につき2日以内
	出生サポート	5日以内
介護休暇		通算6ヶ月の範囲内
子育て部分休暇		1日につき2時間を超えない範囲
組合休暇		30日以内

(12) 育児休業等の取得状況（令和7年度）

		育児休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数	部分休業 取得者数	子育て部分休 暇取得者数	令和7年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数
男性	令和7年度中の取得者数	11人	ー	1人	ー	9人
	令和7年度の新規取得者数	10人	ー	1人	ー	
	令和6年度以前からの継続取得者数	1人	ー	ー	ー	
女性	令和7年度中の取得者数	53人	1人	13人	10人	18人
	令和7年度の新規取得者数	19人	1人	13人	6人	
	令和6年度以前からの継続取得者数	34人	ー	ー	4人	

4 分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分（職員の意に反する降任・免職)の状況（令和7年度）

勤務実績がよくない場合		心身の故障のため職務遂行に支障がある場合		職に必要な適格性を欠く場合		廃職または過員を生じた場合		計
降任	免職	降任	免職	降任	免職	降任	免職	
ー	1人	ー	ー	ー	ー	ー	ー	1人

(2) 休職処分の状況（令和7年度）

心身の故障のため、長期の休養を要する場合	刑事事件に関し起訴された場合
14人	1人

(3) 懲戒処分の状況（令和7年度）

懲戒事由となる行為	免職	停職	減給	戒告
給与・任用関係（給与不正領得、受験採用の際の虚偽行為等）				
一般服務関係（職務命令違反、信用失墜行為等）				
一般非行関係（傷害等刑法違反等）	1人			
収賄等関係（収賄、横領等）				
道路交通法違反				
監督責任				
合計	1人	0人	0人	0人

5 退職管理の状況

退職後に営利企業等に再就職した者は、離職前5年間に在職した執行機関の組織の職員に対し、離職前5年間の契約や処分（再就職先およびその子法人に対するものに限る）に関して、離職後2年間働きかけが禁止されています。
なお、離職前5年より前に部長級の職に就いていた者は、その職の職務に属する契約や処分に関しても離職後2年間、また、在職中に再就職先およびその子法人に対して自ら決定した契約・処分に関しては期間の定めなく働きかけが禁止されています（地方公務員法第38条の2第1項、第4項、第5項、第8項）。

6 研修に関する状況

職員研修の実績（令和7年度）

集合研修

	研修の名称	受講者数	対象者
一般研修	採用前研修	21人	新規採用職員
	新規採用職員研修	21人	新規採用職員
	管理職職員マネジメント向上研修	48人	管理職員
	係長・主査級研修	68人	係長・主査級職員
	新任主査研修	20人	主査級職員
	新任主任研修	12人	主任級職員
特別研修	交通安全研修	409人	全職員
	公務員倫理および人権研修	449人	全職員
	社会規律・協調性向上研修	21人	新規採用職員
	政策提言研修（夢、未来、元気塾）	21人	前年度現任職員研修受講者
	人事評価（評価者）研修	131人	評価者
	メンタルヘルス研修	432人	全職員
	事務ミス防止研修	480人	全職員
	福祉体験研修	27人	採用2年目職員
	ジョブ・クラフティング研修	18人	採用3年目職員

派遣研修

	研修の名称	受講者数	対象者
滋賀県 市町村職員 研修センター	階層別、特別、指導員養成他	181人	全職員
公益企業等	公益企業参画派遣研修（青年会議所、近江守山ライオンズクラブ、守山ロータリークラブ）	3人	選考
人権・同和問題 大会等	教育研究大会、連続講座他	90人	全職員

研修・調査研究支援、自己啓発

研修の名称	受講者数
組織課題解決研修（先進地視察等）	28人

7 福利厚生に関する状況

(1) 職員の健康管理に関する事業の実施状況（令和7年度）

職員の健康保持と疾病予防のため労働安全衛生法第66条の規定に基づき、職員の健康診断を定期的に行っています。

区分	受診者数
定期健康診断	886人
胃検診	134人
大腸がん検診	577人
子宮頸がん検診	182人
乳がん検診	230人

(2) 公務災害の状況（令和7年度）

通勤災害	公務災害
ー	3件

(3) 職員互助会の状況

広報もりやま（8/1号)に掲載しています。

8 公平委員会の業務に関する状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況(令和7年度)

該当なし

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況（令和7年度）

該当なし